

令和7年度

福島県環境審議会議事録

(令和7年5月27日)

1 日時

令和7年5月27日（火）

午前 10時00分 開会

午前 11時20分 閉会

2 場所

杉妻会館3階百合の間（福島市杉妻町3-45）

なお、一部委員はリモートにより参加した。

3 議事

(1) 福島県産業廃棄物税の今後の在り方について

(2) 福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則で定める土砂等の安全基準の制定について

4 出席委員

委員22名中出席14名

飯島和毅、植木和子、熊本隆之、今野万里子、齋藤澄子、丹野淳、丹野孝典、角田守良、長渡真弓、中野和典（議長）、新妻和雄、沼田大輔、肱岡靖明、藤田壮
以上14名（五十音順）

※ 上記のうち、熊本隆之委員、今野万里子委員、丹野淳委員、新妻和雄委員、肱岡靖明委員はリモートにより参加した。

5 欠席委員

生島詩織、高野イキ子、武田憲子、反後太郎、西村順子、舟木幸一、村島勤子、門馬和夫
以上8名（五十音順）

6 事務局出席職員

生活環境部

宍戸陽介	部長
佐藤司	政策監
加藤靖宏	カーボンニュートラル推進監兼次長
角田和行	環境回復推進監兼次長
渡邊一博	環境共生課長
清野弘	水・大気環境課長
高橋伸英	一般廃棄物課長
國井芳彦	産業廃棄物課長
高橋慶太	生活環境総務課企画主幹

7 結果

(1) 開会

(2) 挨拶 宍戸生活環境部長

(3) 議事

議事については、中野和典委員を議長として審議を進めた。なお、議事録署名人として、議長より植木和子委員と沼田大輔委員が指名された。

ア 福島県産業廃棄物税の今後の在り方について

事務局（産業廃棄物課長）から資料1-1～1-5により説明し、答申に向けて引き続き審議していくこととした。

質疑については以下のとおり。

【沼田委員】

特例納付制度の継続について、今すぐに変えることは難しいとか、事業者のサイドに立ってみてとか、電気料金が値上がりするとか、理由がある一方で、産業廃棄物税を導入している27道府県のうち、特例納付制度を導入しているのは、福島県ともう一つの県の2県のみとのこと。福島県がずっとこだわって特例納付制度を導入している理由が見えません。福島県が特例納付制度を導入していない25道府県と何が違うのか教えてください。いただきたいです。

【事務局（産業廃棄物課長）】

ご質問ありがとうございます。

特例納付制度を導入しているのは、福島県以外もう1つあります。

産業廃棄物税が法定外目的税であるということを踏まえ、特定の事業者に過大な負担にならないようにというのは、配慮が必要だと思います。本県の特徴として、産業廃棄物税の納税額の割合は、特例納付事業者で産業廃棄物税全体の3割を占めています。他県の詳細を分析してはありますが、この部分がいわゆる他県との違いになるかと思います。また、石炭火力発電所があるという点も特徴と言えます。

【沼田委員】

25道府県でも石炭火力発電所を持っている所はあるとは思いますが、特例納付制度を導入していないということなので、その点はどう理解しているのでしょうか。

【事務局（産業廃棄物課長）】

お答えします。

他県の状況について、資料がないので正確には言えませんが、やはり産業廃棄物税全体に占める特例納付事業者の税収割合が高いというところが1つ大きなところかと考えております。

【沼田委員】

やはり情報の補強が必要かと考えます。このままでは、なぜ福島県は特例納付制度に

こだわることかというところの説得力が大分乏しいと思います。福島県の内部事情ではそうかもしれませんが、他県との比較を考えると弱く感じるので、整理した方が良いと思います。

2点目の質問です。資料1-5の事前質問No.5において、再生利用率等が達成できていないことから記載表現を修正することですが、一方で、資料1-1の税制等検討会報告書では、再生利用も産業廃棄物税の目的であると記載されています。

また、資料1-3の5ページ、最終処分量を見ると、令和3年から令和5年の最終処分量が増えて留まっています。排出量は減っているので、データ上だと再生利用が減っているように見えます。令和3年から令和5年の最終処分量が増えて留まっているのですが、県としてどう考えているのでしょうか。

【事務局（産業廃棄物課長）】

資料1-3の5ページ 図4をご覧ください。

グラフの薄緑の部分がばいじんですが、これが埋立処分に回っています。この部分が再生利用に回れば、最終処分量も減り最終処分率も低下し、また再生利用率も高まります。

このばいじんは、9割以上が石炭火力発電所のばいじんです。この部分が再生利用率の上昇の伸び悩みと、最終処分量が減らない要因であると考えております。

【沼田委員】

石炭火力発電所でのばいじんが、令和3年以降増えている要因はわかりますか。

【事務局（産業廃棄物課長）】

推察になりますが、ばいじんの処分量は、セメントの需要量に連動しています。セメントは、性状を踏まえるとたくさん作って在庫として抱えておくということが難しく、公共事業などで使われない限り在庫は減りません。ばいじんは、どうしても毎日一定量発生してしまうので、ばいじんをストックしておく場所の確保などの都合も踏まえ、リサイクルのタイミングと合わない最終処分場での埋め立てに回すしかないといった話も聞いています。

【沼田委員】

推察とはいえ、理解が深まりました。

再生利用の推移について図にないことが引っかかっています。再生利用が産業廃棄物税の目的の一つなのであれば、再生利用の推移などの図もあつてしかるべきだと思います。また、先ほどの話を踏まえると、ばいじんや石炭火力発電所について特出しして記載があるともう少し理解が深まると思います。

【藤田委員】

資料1-3の26ページに産業廃棄物税充当事業の詳細を記載いただいておりますが、この事業でどれだけの効果があったということを根拠にしながら、産業廃棄物の排出抑制等に一定の貢献ができていると言えると思います。ただ、事業を拝見すると、すべての事業が直接的に排出のマテリアルフローに関わっているわけではなく、環境意識や教育に関する事業もあります。それはそれで、産業廃棄物税の趣旨としては妥当な

気はしますので、すべての事業を厳密に定量化していただきたいというわけではなく、例えば税の用途のこの部分でこれだけ削減できていることから一定の貢献が見られる、といった形で定量的にお示しいただいた方が、県民、ご専門の方々も理解が広がるかと思えます。

【事務局（産業廃棄物課長）】

ご意見ありがとうございます。

委員のおっしゃる通り、充当事業、様々なものがございまして、理解醸成を図る事業などソフト面の事業もあります。また、ある特定の事業場、工場に導入する排出抑制設備の補助などもあります。そういった工場単体での削減効果であれば比較的簡単に計算できます。本来であれば、それらを利用して、他の工場へのさらなる波及効果も念頭に置いているところではあります。

現時点で、事業ごとの削減効果について検証はしていませんが、どういった方法があるのかということも含めて、効果の確認方法について、さらに検討していきたいと考えております。

【藤田委員】

昔、愛知県のお手伝いをして、産業廃棄物税の循環量の定量化というのをしていましたが、あまりそこが意味を持つわけではないので、廃棄物の削減、最終処分量の削減、再生利用量の増加、さらに循環意識への醸成等、部分的にデータを示しながら説明していただければいいと思います。可能な限りでお願いできればと思います。

もう1点、資料1-3の5ページ表2について、西暦表記に誤りがあるので、最終の答申までに直していただければと思います。

【事務局（産業廃棄物課長）】

ありがとうございます。修正いたします。

【飯島委員】

先ほどの沼田委員の1点目のご意見、私も一緒です。他の25道府県でもばいじんが多いところがある中、特例納付制度を導入していないということで、公開されている情報を色々調べてみました。すると、ばいじんの発生量が都道府県によって偏りがありまして、令和4年度のデータですが、1千トンを超えているのが7道県で、他の県は少なく、100トンオーダーですがそれもすごく少ないです。

この7道県の中に福島県も入っていて、6位です。1位が千葉県。2位が愛知県。

火力発電について調べたところ、1位が千葉県、2位が愛知県、福島県は5位です。

おそらく、ばいじんの多い県と火力発電は、ある程度連動しているところはあると思います。

決定的に違うのは、火力発電の上位5県のうち4県が千葉県、神奈川県、愛知県、兵庫県で、自分たちの県で使う電力を作っている大消費地であるというところ。

おそらく福島県だけ違って、福島県は、東京都など、他の大消費地に送っている方が多く、自分たちのところで使っているのは少ないのではないかと思います。

そこが他県と福島県の違いなのではないかという推測があったため、記載修正したら

どうかというのが、資料1-5の事前質問No.2の修正意見でした。大消費地での使用量が左右されるところが福島県のばいじんの特徴であるから他県より少し配慮している、といった説明をすると多少理解が得られるのではないかと考えてコメントさせていただきました。

ただ、これが本当に合ってるかどうかというのは、県の方でもう少しデータをしっかり調べていただければいいかと思います。それを、沼田先生ご指摘されたとおり資料に補強していただけると理解されるのではないかと思います。

【事務局（産業廃棄物課長）】

ご意見ありがとうございました。

おっしゃる通り、愛知県の日本で一番大きい碧南火力発電所や千葉県の火力発電所は、ともに大都市圏にございまして、発電した電力の供給先が近い場所にあります。

一方、福島県の場合は、東京電力も関係しており、需給のバランスとして東北で使う部分もありますが、関東圏で使う部分もあるということで、その発電量のバランスは、東北電力だけでは決められないものがあります。

そういったところが、愛知県、千葉県と大きく違うところがございますので、そのあたりの趣旨を踏まえて、修正等の検討をさせていただきたいと考えております。

【中野議長】

飯島委員から意見ありましたデータの部分についても、もう少し資料に補強していただければ、先ほどの沼田委員のご指摘にも答えることができると思いますので、その部分についてもご検討いただければと思います。

根拠データの話やご指摘など色々ありましたが、特例納付制度の継続については、現状維持で、将来的に段階的な縮小開始などの見直しを検討すべき、というところは特にご指摘ございませんでしたので、大筋は良いかと思います。

今日はそこまでいいのですが、将来的には、石炭火力発電が少なくなっていけば、そういう大口の部分も減っていくので、そのタイミングがもしかしたら廃止など抜本的な見直しになるタイミングになるのかとも思います。ただ、現状は、国策で石炭火力発電を維持する方針のため、その部分は仕方ないと思います。

今回の答申については、そういう部分もありまして、こういう表現でいいかと私は思いますがそれでよろしいですか。

【沼田委員】

飯島委員の先ほどの話を聞いてよく分からなくなっているのですが、要は他県の事業者が福島県で石炭火力発電をして電気をつくっていて、それが県外で利用されているということかと思うが、そういった事業者に対して特例納付制度を適用しているのでしょうか。むしろ福島県の場所を使っているのであれば、福島県にもっと税金を払ってもらった方がいいのではないかと思ったのですが、他県の事業者の特例納付制度を適用している理由はなんでしょうか。

【事務局（産業廃棄物課長）】

特例納付事業者は4者おります。県外でも電力は利用していますが、県外の事業者で

はなく県内の事業者になります。すべての電力が関東圏で消費されているわけではなく、本県で消費されている電力もあるため、事業者に配慮が必要になるということです。

【事務局（環境回復推進監）】

特例納付制度につきまして、この制度20年近くなりますが、様々な経緯の中で、経済活動の発展と産業廃棄物の抑制のバランスを取ってこのような形となっているかと思えます。

特に、浜通りに4つ火力発電所がございますが、そのほとんどがいわゆる原子力発電所のバックアップ電源として、首都圏の電力を支える、経済活動を支えるという趣旨の中で設置されている火力発電所でございますので、その経済活動に大きな影響を与えるだろうという判断の中でこのような制度が設けられたという理解をしております。

ただ一方で、事業者にはばいじんの再生利用を進めてもらいたいと考えているところではありますが、排出量や再生利用量のコントロールが事業者では難しい部分があるため、今後、特例納付事業者の理解も得ながら調整を図っていきたいと考えております。

【沼田委員】

福島県は産業廃棄物税が安いから福島県にしようといった判断を事業者に招かれることがないように配慮いただきたいです。むしろ福島県に産業廃棄物を出してもらいたくないというのが県民の意見だと思うので、是非そちらの方向に向かっていけるように考えていただきたいです。

【中野議長】

重要な視点だったと思います。

大きな方向性として段階的に縮小という方針でありますので、その中の一つの論理として、今後、今の視点を加えていただければと思います。

意見は、だいたい出尽くしたかと思えます。

大筋の部分は特に問題なかったと思いますが、根拠データの部分や文章の言い回しの部分のご指摘についての修正を踏まえた答申案を、次回、審議していくこととしたいと思います。引き続きよろしく申し上げます。

イ 福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則で定める土砂等の安全基準の制定について

事務局（水・大気環境課長）から資料2-1～2-5により説明し、答申に向けて引き続き審議していくこととした。

質疑については以下のとおり。

【熊本委員】

事前コメントに対する回答と対応について、納得感があるものですので、追加のコメントはございません。

ただ1つ追加のお話がございますが、資料2-4の環境基準の砒素について、今の基準が150mg/kg以下になっておりますが、これを15mg/kg以下にするか検討が必要になっ

てくるかと思われます。

つまり、銅の方でもありましたように、農用地で埋立て等が行われるケースが現実的にあるのかどうかというのは不明ですが、農用地土壌汚染防止法では銅、それに加えてカドミウムと砒素が入っております、カドミウムにつきましては米 1kg あたり 0.4mg ですので、問題はないのですが、こちらで砒素の方が土壌 1kg 当たり 15mg となっておりますので、そちらの方を適用するかどうかを検討する必要があるところですよ。

こちらの背景の話がございまして、実際の日本人の砒素の摂取量につきましては、例えばモンゴルやバングラディッシュのように地下水（飲用水）由来の、多い摂取はなく、それほど心配になるものではありませんが、米につきましては、少なくとも、カドミウムや砒素について低減のためのガイドライン（実施指針）が出ていて、日本全体としても減らしたい、世界の潮流としても減らす方向で進んでおります。特にここについては、米の輸出のお話、福島県においても近年米の輸出が大変盛んに、数倍になっておりますが、その時も特にコーデックス委員会や、特に EU 圏に輸出するときには輸入禁止の形の審査が多くなってまいりますので、そういう意味でも特に重点的に見る項目と思っております。長くなってしまいましたが一応ご検討いただければと思います。

【事務局（水・大気環境課長）】

ご意見ありがとうございます。ご意見を踏まえまして、知見等を参照しながら検討させていただきます。

なお、土壌の環境基準で規定される農用地の基準につきましては、農地、つまり土壌の持つ食料を生産する機能を保全する観点から、一般的な農用地土壌に係る環境上の基準として設定されております点と、今委員がおっしゃられたような、砒素の摂取量という観点で、どのように設定するべきかということの特別な事情等について、知見等を確認してみたいと思います。

【中野会長】

資料 2-5 にあった銅を安全基準に追加する根拠が、農地での埋め立ての可能性が想定されるということであれば、他の項目も含めて、農地の基準と照らし合わせる必要があるかと思ひます。

【事務局（水・大気環境課長）】

土壌汚染対策法の基準については、土壌汚染の観点から定められているものですので、農用地の基準とは切り離して考える必要があると思ひますが、環境基準において銅については、農用地の基準という事で定められているということですので、砒素その他の項目についても、そういう観点から、一般的な基準に対して、特別な事情があるのかという観点で検討させていただきたいと思ひます。

【中野会長】

全ての土地にこの基準を適用するのか、それとも場所を限定して基準を適用するのかという話かと思ひます。

【肱岡委員】

昨今の気候変動で非常に強い雨等が増えている時代であります、そういう例えば多

くの災害、より強い雨などに対する配慮や対策等というものも、施行規則改正案の中に含まれるものになるのでしょうか。

【事務局（水・大気環境課長）】

ご質問ありがとうございます。

今回の改正につきましては、気候変動の今後の対策については含まれていないというお答えになるかと思えます。

埋め立て等の構造的な安全性については、現行土砂条例や盛土規制法で定められておりますが、それは構造的な安定性ということですので、盛土等を行う場合に崩落しないような構造にするという観点で基準が定められているかと思えます。

今回の改正についてはその使う土砂についての土壌汚染の観点からの安全性ということで定めたいと考えておりますので、気候変動や豪雨という特殊な事情を考慮したというものではございません。以上です。

【中野会長】

安全には、色々な安全があるのですが、今回改正する条例施行規則第2条は土質としての安全という話ですね。

【沼田委員】

熊本委員のご意見に目が止まってしまっているのですが、ダイオキシン類を安全基準の対象とする事例が他自治体では見られると書かれているのですが、福島県では安全基準に含めなくていいということなのですが、どうなのでしょう。

逆に熊本委員に教えて欲しいのは、他自治体で安全基準にダイオキシン類を対象とする事例は、やはり散見される状況なのでしょうか。

【熊本委員】

全てを調べているわけではないのですが、発端となった静岡県の事例を見たところ、目に留まったところで、調べるといくつかの自治体が安全基準にダイオキシン類を設定しており、とても多いというわけではありません。ここに書きました通り、そもそも法的根拠が異なりますし、それから実質的にこのダイオキシン類がとても多いケースというか、それほど、想定されない、調査も継続的にされておりますので、そういう意味では納得感があるといったところの意見です。以上です。

【事務局（水・大気環境課長）】

他県の状況を調べておりますので、参考までに申し上げます。

条例で土壌の安全基準を制定している19府県のうち、ダイオキシン類を対象としておりますのが4県ございます。こちらの方にダイオキシン類を基準に加えている理由を聞いてみましたが、制定当時の資料が残っていないということで、判然とはしなかったのですが、静岡県につきましては、やはり熱海の事故を踏まえまして、より入念的に項目を定めたということで、ダイオキシンも設定しているということでした。以上です。

【沼田委員】

どうもありがとうございました。

静岡県の例は、最近のお話で、基準に加えた理由が判然としないのは疑問なのですが、どうですか。

【事務局（水・大気環境課長）】

ダイオキシン類を基準に設定しているのが4県ございまして、静岡県を除く3県については、その理由がわからないということでございました。

【沼田委員】

はい、わかりました。

資料2-5の御意見のところ、熊本委員が他自治体ではと書かれており、その対応がちょっと今ひとつわかりにくいのかと思いましたが、この対応のところに、他自治体における安全基準についても何らかの回答をされると、私の今思っている疑問が解消されるかなと思いますのでご検討ください。

【事務局（水・大気環境課長）】

はい、かしこまりました。

【藤田委員】

冒頭におっしゃっていたご説明の中で、埋め立て規制については土木関係セクションがご担当され、そこと連携して、こうした規制を運用するというご説明がありましたので、おそらく今後の気候変動みたいなものに対してそちらの埋立規制行政でお考えになるのかと思っておったところなのですが、お伺いしたかったのは、建設残土等について特段の配慮をすとか、そういうようなことは、今回は全く必要がないのか、或いはすでにそういうことが見込まれているのか、お伺いできればと思います。

【事務局（水・大気環境課長）】

ご質問ありがとうございます。

建設残土につきましても、埋立て等に用いられる土砂であれば、同様の届け出の対象になりますし、この安全基準の適用になります。

【藤田委員】

この項目で運用していくことになるのですか。

【事務局（水・大気環境課長）】

そのとおりです。

【中野会長】

それでは、今回新たにご指摘があった部分等を踏まえて、農地での埋め立て等を想定した部分について、事務局の方で調整していただき、修正した上で、次回、答申を審議したいと思います。

(4) その他

【中野議長】

これで本日予定していた議事は全て終了いたしました。その他、委員の皆様及び事務局から何かございますか。

特になし。

(5) 閉会

【事務局（生活環境総務課）】

中野会長、委員の皆様、ありがとうございました。

以上で、福島県環境審議会を終了いたします。本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございました。